

医療法人 福嶋医院
指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所
重要事項説明書

医療法人 福嶋医院
指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所
(岡山県3312710126号)
岡山県浅口市寄島町3072
TEL 0865-54-3177
管理者 福嶋 啓祐

(説明書の目的)

第1条 医療法人福嶋医院（以下「当院」という。）は、要支援状態及び要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供し、一方、利用者は当院に対し、そのサービスに対する料金をお支払い頂くことについて取り決めることを、本説明書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本説明書は、利用者が同意したときから効力を有します。但し、家族等に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本説明書、別紙1及び2の改定が行われない限り、繰り返し当院を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者又は家族等は、当院に対し、利用中止の申出をすることにより利用者のサービス計画にかかわらず、本説明書に基づく訪問看護等の利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及び家族等は、速やかに当院及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当院からの解除)

第4条 当院は、利用者又は家族等に対し、次に掲げる場合には、本説明所に基づく訪問看護等の利用を解除・終了することができます。

- ①利用者の要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切な訪問看護の提供を越えると判断された場合
- ③利用者又は家族等が、本説明書に定める利用料金を3か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ④利用者が、当院に対して、利用継続が困難となる背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当院から訪問ができなくなった場合。

(利用料金)

第5条 利用者又は家族等は、連帯して、当院に対し、本説明書に基づく訪問看護等の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当院は、利用者又は家族等に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月25日までに交付します。翌月10日までにお支払いをお願いいたします。
- 3 当院は、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は家族等に対して、領収書を交付します。
- 4 保険料の滞納等により保険給付金が当院に支払われない場合は、一旦10割の額の料金をいただき、事業者はサービス提供証明書を発行します。利用者は、サービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出して、差額を払い戻しを受けることができます。

(通常の事業実施地域)

第6条 当院の通常の事業実施地域は、浅口市、里庄町、笠岡市、倉敷市の区域とします。

(記録)

第7条 当院は、利用者の訪問看護の提供に関する記録を作成し、その記録を使用終了後5年間は保管します。

- 2 当院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族等に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保護及び個人情報の保護)

第8条 当院とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当院は、利用者又は家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、円滑にサービスを提供するための居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会、法人内学習会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを遵守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。
- 3 当院にける個人情報の取扱いについての詳細は、別紙3のように定めます。

(緊急時等の対応)

第9条 当院は、サービスの提供を行っているときに利用者の心身の状態が急変した場合、その他の必要な場合は、緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師等に対し、至急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第10条 当院は、サービスの提供を行っているときに事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要は措置を講ずるものとします。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について関係書類に記愛載するものとします。
 - 3 当院は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(苦情処理の体制・手順)

第11条 当院は、利用者からの苦情に迅速に、かつ、適切に対応するため苦情相談受付窓口を設けます。

苦情受付担当者 理事長 福嶋 啓祐

電話番号 0865-54-3177

苦情処理を行うための手順・体制

1. 苦情については、利用者及びその家族と連絡をとり、苦情内容の詳細を確認します。
2. 担当者は、関係職員を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
3. 苦情処理方法は翌日までにまとめ、苦情に対して具体的に対応します。
4. 利用者及びその家族に謝罪します。
5. 苦情処理の改善について利用者及びその家族に確認を行います。
6. 苦情処理についての処理結果、成果等を台帳に記録し、再発防止に努めるよう全職員に徹底します。

その他苦情相談窓口

1. 各市町村介護保険担当課

市町村	担当課	電話番号	受付曜日	受付時間
寄島総合支所	健康福祉課	0865-54-5114	月曜日～金曜日	8:30～17:00
浅口市	高齢者支援課	0865-44-7113	月曜日～金曜日	8:30～17:00
金光総合支所	健康福祉課	0865-42-7302	月曜日～金曜日	8:30～17:00
里庄町	健康福祉課	0865-64-7211	月曜日～金曜日	8:30～17:00
笠岡市	長寿支援課	0865-69-2139	月曜日～金曜日	8:30～17:00
倉敷市	介護保険課	086-426-3343	月曜日～金曜日	8:30～17:00

2. 岡山県国民健康保険団体連合会

電 話	0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1
受付曜日	月曜日～金曜日
受付時間	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

(本説明書に定めのない事項)

第 12 条 この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は家族等と当院が誠意をもって協議して定めることとします。

医療法人 福嶋医院

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所のご案内

1. 医療法人福嶋医院の概要

(1) 事業所の名称等

- ・名 称 医療法人 福嶋医院
- ・所在地 浅口市寄島町3072
- ・電話番号 0865-54-3177
- ・ファックス番号 0865-54-3178
- ・管理者名 福 嶋 啓 祐
- ・介護保険指定事業所番号 (3312710126)

(2) 事業所の目的と運営方針

<目的>

当院は、看護師その他の従業員が、要介護状態又は要支援状態である者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とした事業所です。

この目的に添って、当院では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

<運営方針>

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。

(3) 職員の勤務体制及び業務内容

職 種	員数	業務内容	サービス提供日及び提供時間
管理者（医師）	1名	管理業務	
看護職員 （看護師及び准看護師）	1名以上	看護業務	月・火・水・金：8:30～17:30 木・土：8:30～12:30

2. サービス内容

(1) 営業日及び営業時間

- ①営業日・・・月曜日～土曜日
- ②時 間・・・月・火・水・金・土：8時30分～17時30分
木：8時30分～12時30分
- ③その他・・・携帯電話等により24時間連絡可能な体制をとっています。
連絡先 0865-54-3177

(2) 通常の事業実施地域・・・浅口市、里庄町、笠岡市、倉敷市

(3) 看護内容

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

3. その他

当院では、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

医療法人 福嶋医院

指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 当院の概要

当院は、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当院をご利用いただき、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持・回復を図るためにお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するに当たっては、利用者関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問看護計画が作成されますが、その際、利用者・家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については、同意いただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問看護利用料（要介護 1～5）（主なもの）

種別	サービス提供時間		看護師	准看護師
訪問看護Ⅱ 1	20分未満	1割負担	266円	239円
		2割負担	532円	479円
		3割負担	798円	718円
訪問看護Ⅱ 2	30分未満	1割負担	399円	359円
		2割負担	798円	718円
		3割負担	1197円	1077円
訪問看護Ⅱ 3	30分以上～1時間未満	1割負担	574円	517円
		2割負担	1148円	1033円
		3割負担	1722円	1550円
訪問看護Ⅱ 4	1時間以上～1時間30分未満	1割負担	844円	760円
		2割負担	1688円	1519円
		3割負担	2532円	2279円

* これ以外の利用料については、介護報酬告示上の額と同額

訪問看護Ⅱ 1については、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること

(1) 訪問看護利用料（要支援 1・2）（主なもの）

種別	サービス提供時間		看護師	准看護師
介護予防 訪問看護Ⅱ 1	20分未満	1割負担	256円	230円
		2割負担	512円	461円
		3割負担	768円	691円
介護予防 訪問看護Ⅱ 2	30分未満	1割負担	382円	344円
		2割負担	764円	688円
		3割負担	1146円	1031円
介護予防 訪問看護Ⅱ 3	30分以上～1時間未満	1割負担	553円	498円
		2割負担	1106円	995円
		3割負担	1659円	1493円
介護予防 訪問看護Ⅱ 4	1時間以上～1時間30分未満	1割負担	814円	733円
		2割負担	1628円	1465円
		3割負担	2442円	2198円

* これ以外の利用料については、介護報酬告示上の額と同額

訪問看護Ⅱ 1については、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること

(2) 加算料金：

・ 緊急時訪問看護加算

1割負担 315円／月

2割負担 630円／月

3割負担 945円／月

電話等により、24時間常時連絡可能な体制をとっています。

・ 特別管理加算（Ⅰ）

1割負担 500円／月

2割負担 1000円／月

3割負担 1500円／月

（Ⅱ）

1割負担 250円／月

2割負担 500円／月

3割負担 750円／月

- | | |
|------------|--|
| ・長時間訪問看護加算 | 1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合
訪問看護Ⅱ4の金額に
1割負担 300円／回
2割負担 600円／回
3割負担 900円／回 |
| ・退院時共同指導料 | 1割負担 600円／回
2割負担 1200円／回
3割負担 1800円／回 |
| ・初回加算（Ⅰ） | 1割負担 350円／月
2割負担 700円／月
3割負担 1050円／月 |
| （Ⅱ） | 1割負担 300円／月
2割負担 600円／月
3割負担 900円／月 |
| ・複数名訪問加算 | 同時に二人の職員が訪問看護を実施した場合に算定
（Ⅰ）30分未満
1割負担 254円／回
2割負担 508円／回
3割負担 762円／回

30分以上
1割負担 402円／回
2割負担 804円／回
3割負担 1206円／回

（Ⅱ）30分未満
1割負担 201円／回
2割負担 402円／回
3割負担 603円／回

30分以上
1割負担 317円／回
2割負担 634円／回
3割負担 951円／回 |
| ナルケア加算 | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上の訪問をした場合
1割負担 2500円
2割負担 5000円
3割負担 7500円（死亡月につき） |
| 介護職員連携強化加算 | 1割負担 250円／月
2割負担 500円／月
3割負担 750円／月 |

- ・緊急時訪問看護加算に同意いただいていない場合、夜間・深夜・早朝の訪問には下記のように割増分をお支払いいただきます。

夜間・早朝 → 25%増

深夜 → 50%増

※夜間・早朝・深夜の時間区分は次のようにします。

夜 間	早 朝	深 夜
午後6時～午後10時	午前6時～午前8時	午後10時～午前6時

(3) その他の利用料

- ・事業実施地域以外の交通費

距 離	金 額	備 考
16km未満	300円	距離は往復で、実施地城市町の境界からとします。
16km以上	500円	

- ・死後の処置の料金 5,000円
(夜間・早朝は7,000円、深夜は10,000円)

令和6年6月1日現在の金額です。

(4) 支払いについて

毎月25日までに、前月分の請求書を発行します。翌月10日までにお支払いをお願いいたします。

医療法人福嶋医院 個人情報保護方針について

1. 個人情報の使用について

当院が利用者及びその家族の個人情報を使用する場合、利用者の医療・介護でかかわる範囲で行うこととし、円滑にサービスを提供するために使用するものとします。また、使用にあたっては、利用者及びその家族から予め書面にて同意を得るものとします。

2. 個人情報を使用する範囲

一、事業所外への情報提供及び連絡調整のための使用

- ①岡山県・市町村の担当課、社会福祉事務所等の関係機関
- ②居宅介護支援事業所や他の介護サービス事業所
- ③かかりつけ医師、診療所、病院
- ④審査支払機関、保険者
- ⑤その他 保険業務に関する場合

二、事業所内での使用

- ①提供する医療・介護サービスのための情報共有
- ②サービス計画や向上のための会議
- ③会計・経理業務、管理運営業務
- ④看護実習生への協力と情報提供

三、その他

- ①法人内における事故発生時の報告書
- ②外部や法人内における学会・研修会・事例検討会等
(ただし、個人名が特定されないよう表記に留意いたします。)

※上記以外の目的で個人情報を使用する場合は、改めて了解を得るものとします。

3. その他

- 一、個人情報の使用は必要最小限とし、関係者以外の者にもれることのないよう、細心の注意をはらいます。
- 二、個人情報を使用した場合は、会議名・出席者・会議内容等の経過を記録しておきます。

<別紙 4>

介護保険の対象者であっても、医療保険の対象となる場合

- (1) 末期の悪性腫瘍の者
 - (2) 厚生労働大臣が定める疾病等の者
 - (3) 急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある者
- 主治医よりの特別訪問看護指示書（1 か月に 1 4 日を限度とする）がある場合

医療保険での訪問看護利用料（主なもの）

*在宅患者訪問看護・指導料（1割負担の場合）

・看護師による場合

週 3 日目まで 5 8 0 円 週 4 日目以降 6 8 0 円

・准看護師の場合

週 3 日目まで 5 3 0 円 週 4 日目以降 6 3 0 円

*同一建物居宅者訪問看護・指導料（1割負担の場合）

・看護師による場合（同日に 2 人）

週 3 日目まで 5 8 0 円 週 4 日目以降 6 8 0 円

・看護師による場合（同日に 3 人以上）

週 3 日目まで 2 9 3 円 週 4 日目以降 3 4 3 円

・准看護師の場合（同日に 2 人）

週 3 日目まで 5 3 0 円 週 4 日目以降 6 3 0 円

・准看護師の場合（同日に 3 人以上）

週 3 日目まで 2 6 8 円 週 4 日目以降 3 1 8 円

（在宅患者（同一建物居住者）訪問看護・指導料については、週 3 日を限度としますが、主治医の指示により週 4 日以上訪問看護を受けることができます。また、主治医により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要がある場合は、1 月に 1 回、週 7 日（当該診療の日から起算して 1 4 日を限度）を限度に訪問看護を受けることができます。）

*加算料金（1割負担の場合）

- ・複数回訪問 1 日に 2 回訪問看護・指導を行う場合 4 5 0 円／回
- 1 日に 3 回以上訪問看護・指導を行う場合 8 0 0 円／回

・複数名訪問看護加算

看護師と同時に訪問看護を行う場合 4 3 0 円／週

准看護師と同時に訪問看護を行う場合 3 8 0 円／週

看護補助者と同時に訪問看護を行う場合 3 0 0 円／回

・在宅患者緊急時カンファレンス料（1 月につき 2 回まで） 2 0 0 円／回

・訪問看護ターミナルケア加算 2 0 0 0 円

在宅での死亡、または、死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 回以上訪問看護を実施した場合

・夜間・早朝・深夜に訪問看護・指導を行った場合

夜間・早朝 2 1 0 円

深夜 4 2 0 円

*その他の料金

- ・死後の処置の料金 5,000 円（夜間・早朝は 7,000 円、深夜は 10,000 円）

※夜間・早朝・深夜の時間区分は次のようにします。

夜 間	早 朝	深 夜
午後 6 時～午後 1 0 時	午前 6 時～午前 8 時	午後 1 0 時～午前 6 時

令和 年 月 日

医療法人福嶋医院の指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所の利用にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

法人名 医療法人 福嶋医院

所在地 岡山県浅口市寄島町 3 0 7 2

代表者 理事長 福嶋 啓祐

説明者

令和 6 年 6 月 1 日改訂

私は、本書面により医療法人福嶋医院から、訪問看護の利用について重要事項の説明を受けましたので利用することを同意します。

また、第 8 条における事項および個人情報方針についても承諾し、個人情報（利用者本人及びその家族の個人情報）を必要最小限の範囲で使用することに同意します。

利用者

住 所

電話番号

氏 名

家族（代理人）

住 所

電話番号

氏 名

利用者との関係